

令和7年度（2025年度）域内周遊・滞在促進のための観光地域づくり事業補助金交付要項を次のとおり制定する。

令和7年（2025年）12月1日

公益社団法人 熊本県観光連盟 会長 森 敬 輔

令和7年度（2025年度）域内周遊・滞在促進のための観光地域づくり事業 補助金交付要項

（通則）

第1条 事業者等に対する「令和7年度（2025年度）域内周遊・滞在促進のための観光地域づくり事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付については、この要項の定めるところによるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号）、熊本県観光文化部補助金等交付要項及びその他の法令の定めによる。

（補助の目的）

第2条 補助金は、観光客のコロナをはじめとする価値観の変容に対応し、効率的に行動・周遊できる地域内観光スタイルを推進するため、公益社団法人熊本県観光連盟（以下「連盟」という。）が実施する「熊本型観光MaaS」の取組みによる観光二次交通網の構築と組み合わせ、車がなくても多様な観光資源（観光地）まで、いつでも・気軽にアクセスできる環境づくりを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- （1）定款・規約・会則等を有する者。ただし、地方公共団体及び個人に対し交付する場合を除く。
 - （2）事業を着実に実施できる事務組織体制類及び財産的根拠があること。
 - （3）宗教活動や政治活動を目的とした者でないこと。
 - （4）特定の宗教や公職者（候補者を含む。）、政治団体等を推薦・支持・反対することを目的とした者ではないこと。
 - （5）熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。
 - （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者ではないこと。
 - （7）その他、補助金の趣旨・目的に照らして補助対象者として適切でないと会長が認める者ではないこと。
 - （8）阿蘇管内で、熊本型観光MaaS事業のシェアサイクル実証事業の取組みに参画すること。
- 2 会長は、前項第5号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長あて照会することができる。

（補助金の交付対象事業及び経費）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光客のコロナをはじめとする価値観の変容に対応し、効率的に行動・周遊できる地域内観光スタイルを推進するため、多様な観光資源（観光地）まで、いつでも・気軽にアクセスできる環境づくりを目的とし、マイクロモビリティ類や別表1に掲げる設備等（以下「設備等」という。）の導入又は整備及びそれに付随する商品開発等とする。また、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前記の取組みに要する経費のうち、会長が認める経費とする。

2 補助対象事業は、第2条に掲げる事業目的における「熊本型観光MaaS」事業が実施される阿蘇地域内で、シェアサイクル実証事業に参画し、補助事業者が行う取組みとする。

3 次に各号に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- （1）交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものに係る経費
- （2）設備等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、電話代等に要する経費
- （3）商品券等の金券購入に要する経費
- （4）雑誌定期購読料、新聞代に要する経費
- （5）飲食に要する経費
- （6）税務申告及び決算書の作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用並びに訴訟等のための弁護士費用
- （7）振込手数料
- （8）消費税その他租税公課
- （9）借入金等の支払利息及び遅延損害金
- （10）出資、出捐、貸付に要する経費
- （11）土地の購入に要する経費
- （12）その他、会長が補助対象事業と関連性が低く不相当と認める経費

（補助率及び補助金額）

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助率及び補助金の限度額は、別表2のとおりとする。

2 前項における補助対象経費に係る補助率等については、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助対象事業を実施する者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）補助事業計画書（様式第1－別紙）
- （2）誓約書（別紙様式あり）
- （3）直近の確定申告書の写し（地方公共団体を除く。）

（交付決定の通知）

第7条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 前項の審査の詳細は別に定める。

3 会長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、会長に書面をもって申し出なければならない。

（補助対象事業の経理等）

第9条 補助対象者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、補助金に係る経費について、様式第3による補助金調書を作成しておかなければならない。

3 補助対象者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（第8条第1項第3号に基づく廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助金計画変更（等）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の額を増額しようとするとき。また、50パーセントを超える額を減額しようとするとき。

（2）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助対象目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（3）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助対象者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会長が第13条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助対象者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象者が会長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、会長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象者から債権を譲り受けた者が会長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）会長は、補助対象者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）会長は、補助対象者による債権譲渡後も、補助対象者との協議のみにより、補助金の額その

他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助対象者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会長が行う弁済の効力は、会長が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

- 第12条 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

（工事の着工及び完成報告）

- 第13条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは様式第6による工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書（様式第6を準用する。）を直ちに会長に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第14条 補助対象者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、会長の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第15条 補助対象者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和8年（2026年）3月2日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を会長に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、会長は期限について猶予することができる。

（補助金の額の確定等）

- 第16条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象者に通知する。
- 2 会長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、第17条第1項ただし書に基づき既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算（概算）払請求書を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 会長は、第10条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付決定（第10条第1項第1号に基づく変更の承認を受けた場合を含む。）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助対象者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助対象者が、別紙の誓約事項に違反した場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の処分の制限)

第19条 補助対象者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の設備等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産管理台帳の写しを添付しなければならない。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

4 補助対象者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分等承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 会長は、補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を公益財団法人熊本県観光連盟に納付させることがある。

(暴力団排除等に関する誓約)

第20条 補助対象者は、別紙の誓約書の記載事項について補助金の交付申請前に確認の上、交付申請書の提出の際に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

この要項は、令和7年（2025年）12月1日から適用する。

別表 1

区分	補助対象経費の例
設 備	・マイクロモビリティ（レンタサイクル、電動キックボード等）等の購入費用 ・上記の取組みに関連する貸出ポート ・システム、ソフトウェア、機械装置等
商品開発等 経費	・人件費、旅費、謝金、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術コンサルタント料、事業の一部の委託に要する経費等 ・会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、当事業で発明した特許等の申請に要する経費等 ・導入するコンテンツの販売促進のための広告プロモーション経費※ ※導入したコンテンツが阿蘇エリアの観光客に対し、広く効果的に周知され、手配・支払方法を含めて観光客が使いやすくなるよう、特に留意した申請（計画作成）としてください。タビマエからタビナカでのスマホ・ネットの普及を踏まえ、WEB 上での情報展開に努めてください。

○上記の補助対象経費には、資材費、設備の調達費を含む。

別表 2

補助対象経費	補助率	一事業に対する補助上限
補助対象者が実施する、第2条に掲げる目的に合致した取組み	3分の2を上限とする。	一つの事業につき、 上限 1,000 千円